



薬生薬審発 1225 第 3 号  
令和 2 年 12 月 25 日

一般社団法人 日本アレルギー学会 理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長



バリシチニブ製剤の最適使用推進ガイドライン  
(既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎) について

経済財政運営と改革の基本方針 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) において、革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしました。

今般、バリシチニブ製剤 (販売名: オルミエント錠 2mg 及び同 4mg) について、既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎に対して使用する際の留意事項を別添のとおり都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部 (局) 長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしく申し上げます。